

仕様書

1. 件名

2025 年度（令和7年度）自動車供給（タクシー）業務請負契約

2. 目的

独立行政法人医薬品医療機器総合機構（以下「機構」という。）では、役職員等における深夜業務の際の帰宅手段確保等を目的として、タクシー供給を実施するタクシー事業者（以下「業務請負者」とする）を公募にて募集する。

3. 業務請負者の条件

本調達の履行に必要な事業者免許を有していること

4. 業務内容

- （１）業務請負者により作成・発行された乗車券を所持する役職員等（以下「利用者」という。）が配車を申し込んだ際、業務請負者は、指定した台数、時間および場所にタクシーを配車する。
- （２）利用者がタクシーを使用し下車する際、業務請負者の乗務員は、乗車券に乗車走行料金、高速道路通行料金、有料道路通行料金及び有料駐車場料金等が正確に記入されていることを確認した上で、これを受け取る。
- （３）上記（２）に定める乗車走行料金について乗車券に記入する金額は、車両に備え付けの料金メーターに表示された金額とする。
- （４）業務請負者は、利用者が使用した乗車券の利用枚数を月の末日で締め切り、当該乗車券に記載の金額を集計のうえ請求書及び請求明細書作成し、機構の指定する部署に提出する。

5. 業務条件

- （１）深夜時間帯において配車が可能なこと。
- （２）ETC割引が可能なこと。
- （３）精算方法については、乗車券による事後精算（月単位）が可能であること。また、乗車券発行に係る手数料等は一切免除とすること。

6. 契約条件

（１）契約期間

契約締結日から 2026 年（令和8年）3月31日まで

（タクシーの利用期間は 2025 年（令和7年）4月1日から 2026 年（令和8年）3月31日）

(2) 契約形態

請負契約方式。なお、契約の詳細については、業務請負者と協議の上、決定する。

(3) 納入物件

- ① 4(4)に定める請求書及び請求明細書、並びに乗車券の提出日は翌月10日(土日祝日の場合は翌営業日)とする。
- ② 契約後、令和7年3月31日(月)までに、本契約において使用可能な乗車券を機構の指示する部署に、指定する枚数を納入すること。また、契約期間中に機構担当者より連絡のあった場合には、3日以内に追加の乗車券を納入すること。なお、未使用の乗車券については、引続き翌年度の契約を締結する場合を除いて、契約期間終了後に機構より返却するものとする。

(4) 機密の保持

機構及び業務請負者は、相互に本契約の履行過程において知り得た相手方の機密を他に漏洩せず、また本契約の目的の範囲を超えて利用しないものとする。但し、機構が、法令等、官公署の要求、その他公益的見地に基づいて、必要最小限の範囲で開示する場合を除く。

なお、個人情報に関する取扱いが発生した場合は、「個人情報の取扱いに関する覚書」を締結することとなる。

(5) その他

本契約に係る不適切な経費処理があった場合及び機構への報告等に虚偽があった場合には、機構は、契約を解除するとともに、または契約金額の全部若しくは一部について支払いを行わず、また、支払い済みの場合にあっては、業務請負者は返還の義務を負うものとする。

7. その他

- (1) 業務請負者は、自らの責任の有無にかかわらず、事故発生時の対応、補償等の交渉の仲介を行うこと。
- (2) 業務請負者は、自社の責任の有無にかかわらず、事故発生時、翌営業日午前中までに当機構担当者まで報告を行える体制を有すること。
- (3) 本仕様書に明記されていない事項及び疑義については、双方の協議により決定する。

8. 連絡先

〒100-0013 東京都千代田区霞が関 3-3-2 新霞が関ビル

独立行政法人医薬品医療機器総合機構 総務部総務課

TEL : 03-3506-9541

e-mail : soumuka●pmda.go.jp

※迷惑メール防止対策のため半角のアットマーク●に置き換えています。

送信の際は●を半角のアットマークに置き換えてください。